

沖縄県子育て総合支援事業（大学等進学促進事業）実施要綱

〔平成29年 3月15日 子ども生活福祉部長決定〕

〔令和 2年 2月18日 改定〕

〔令和 3年 2月15日 改正〕

〔令和 4年 2月15日 改正〕

（目的）

第1条 沖縄県の子育て世帯の世帯所得は全国に比べて低い状況であるため、生活が困窮している子育て世帯の子どもに対する学習支援並びに当該世帯の親に対する進学情報の提供などの支援（以下「学習支援等」という。）を行い、大学等の進学に必要な学習環境の構築を図ることを目的として、子育て総合支援事業（大学等進学促進事業）（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

（事業の種類及び受託事業者）

第2条 本事業は、別表1に掲げる事業を、同表に規定する民間事業者等に委託して実施するものとする。

2 本事業の受託を希望する事業者は、別に定めるところにより、企画提案書を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく企画提案書が提出された場合は、その内容を審査するため、別に定めるところにより選定審査会を開催し、同審査会の審査結果を踏まえ、本事業の受託事業者を決定するものとする。

（事業内容）

第3条 受託事業者は、別表2に掲げる事業を実施するものとする。

（支援対象者）

第4条 本事業における支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次項に規定する子ども及び、その子どもを監護する親又は養育者（以下「親等」という。）であって、県内に住所を有する者とする。

2 支援対象となる子どもは、次の要件のすべてを満たす者とする。ただし、本事業の受託事業者からの申請に基づき、知事が特に支援が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 大学等への進学に意欲を有し、これに必要な学習時間を確保することができる者で

あって、原則として高校生であること。

(2) 支援対象年度、又はその前年度に、以下のいずれかに該当すること。

ア 親等が児童扶養手当を受給していること。

イ 親等が所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯であること。

ウ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所している子どもであること。

3 支援対象者は、本事業の趣旨を理解し、大学等進学に向けた具体的な目標と意欲を持ち、親等と子ども双方が本事業による支援を受けること。

4 前3項の規定に関わらず、公的機関が実施する本事業以外の大学等進学に向けた学習支援事業の支援対象となっている者については、本事業の支援対象としない。

(申請手続)

第5条 本事業による支援を希望する者(以下「支援希望者」という。)は、支援申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、本事業の受託事業者に提出するものとする。

(1) 世帯員全員の住民票の写し

(2) 支援対象となる子どもが前条第2項第2号に該当することを証明する書類

(3) 親等の同意書

2 受託事業者は、前項の規定に基づき支援申込書が提出された場合は、書類選考及び面談等を行うものとする。

(支援の決定)

第6条 受託事業者は、前条の規定に基づき支援希望者から申込書が提出された場合は、知事と協議のうえ、支援対象者を決定するものとする。

2 知事は、受託事業者から第4条ただし書きで定める申請があった場合は、支援対象協議書(様式第11号)により、所在市町村の長から意見を聞いた上で、支援対象者を決定するものとする。

3 受託事業者は、前2項の規定に基づき支援対象者を決定又は不承認とした場合は、当該支援希望者に支援決定(不承認)通知書(様式第2号)を送付するものとし、また、当該通知書の写しを添えて支援概要書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(支援期間)

第7条 本事業による学習支援等の支援期間は、当該支援を開始した年度の3月31日まで

とする。

（支援の延長）

第8条 受託事業者は、第6条の規定に基づき本事業の支援対象として決定した世帯が支援の延長を希望する場合において、支援期間の延長が必要と認められるときは、支援延長協議書（様式第12号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の協議書が提出された場合は、支援延長の必要性等を判断し、支援期間の延長決定（不承認）通知書（様式第13号）を受託事業者に送付するものとする。

3 前項の規定に基づき支援期間の延長が決定された場合の手続は、第6条第3項の規定を準用する。

（支援の終了）

第9条 支援対象者が次のいずれかに該当する場合は、支援を終了するものとする。

- (1) 支援期間が終了したとき。
- (2) 支援対象者から支援終了の申し出があったとき。
- (3) 長期にわたる傷病疾病等により支援を受けることが困難と認められるとき。
- (4) その他本事業の支援を取り消すべき事由が発生したとき。

2 受託事業者は、前項の規定に基づき支援を終了した場合は、当該支援が終了となる者に支援終了通知書（様式第4号）を送付するものとし、また、当該通知書の写しを添えて支援終了報告書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（決定等の基準）

第10条 知事は、第6条第1項に基づく支援の決定及び第9条第1項第4号に基づく支援の取消を行うために必要な基準を別に定めるものとする。

（費用負担）

第11条 本事業において支援対象者に対する学習支援等に要する費用は、受託事業者が委託費において負担するものとする。

（関係機関との連携）

第12条 受託事業者は、必要に応じ、支援対象となる子どもの通学する学校等と連携を図るものとする。

（報告）

第13条 受託事業者は、毎月、支援月報（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(経理区分及び関係書類の保管)

第14条 受託事業者は、本事業に関する経理については、受託事業者の通常事業に係る経理とは別に区分し、管理するものとする。

2 受託事業者は、本事業に関する経費の収入及び支出についてその経過を明らかにした帳簿を作成し、当該帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(事業の中止)

第15条 受託事業者は、やむを得ない事情により、本事業を中止する場合は、事業中止承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、その内容等を精査し、やむを得ないと判断したときは、事業の中止を承認し、受託事業者あて事業中止承認通知書(様式第8号)を送付するものとする。

(実績報告)

第16条 受託事業者は、本事業が完了したとき(前条の規定に基づき本事業の中止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して30日以内又は本事業の契約締結日の属する年度の3月31日のいずれか早い時期までに実績報告書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第17条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の確認及び必要に応じて行う現地調査等により、本事業の目的及び内容が適当と認めたときは、委託契約の額を確定し、受託事業者あて通知するものとする(様式第10号)。

(雑則)

第18条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

2 この要綱の施行日前に実施した本事業については、この要綱の適用は受けないものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事業名	委託する民間事業者等
大学等進学促進事業	沖縄県内で、大学等進学に係る学習支援に実績のある民間事業者及び団体

別表 2

事業名	事業内容
大学等進学促進事業	第 4 条に規定する者に対して以下の支援を実施する。 (1) 周知及び広報 (2) 支援対象者の募集及び選定 (3) 支援対象となる子どもへの学習支援 (4) 支援対象となるの親等への進学情報提供 (5) その他本事業の実施に関し必要な事項